

報酬等に関する開示事項【連結・単体共通】

[1] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

- (1) 「対象役職員」の範囲
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。
- ① 「対象役員」の範囲
「対象役員」は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外役員を除いております。
(当行は平成28年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。)
- ② 「対象従業員等」の範囲
当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。
なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員で、対象従業員等に該当する者はありません。
- (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。
- (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「役員の期末人員数（社外取締役および社外監査役を除く）」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。
なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
- (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

- ① 対象役職員の報酬等の決定について
当行では、株主総会において役員報酬の限度額を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬部分は、役位ごとに金額を定め、役員規程に則り取締役会にて決定しております。また、監査役および監査等委員である取締役の報酬についても、役員規程に則り監査役および監査等委員である取締役の協議により決定しております。
- ③ 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成28年4月～平成29年3月）
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

[2] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

- (1) 報酬等に関する方針について
- ① 「対象役員」の報酬等に関する方針
当行の具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、
- ・基本報酬
 - ・業績連動報酬
 - ・株式報酬型ストックオプション
- としております。
- 基本報酬は、主として役員としての職務内容等を勘案し、業績連動報酬は、業務執行から独立した立場である監査役および監査等委員である取締役を対象外としたうえで、当行の業績を勘案して決定しております。株式報酬型ストックオプションも、業務執行から独立した立場である社外取締役、監査役および監査等委員である取締役を対象外としたうえで、役員職位に応じた新株予約権を付与しております。
- 業績連動報酬制度及び株式報酬型ストックオプション制度は、役員報酬制度の透明性を高めるとともに、業績に連動し株主と利益を共有する報酬制度とすることで、株主重視の経営意識を高めることを目的として、平成21年度より導入しております。
- 役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で役位ごとに金額を定め、取締役会規程に則り取締役会にて決定しております。
- なお、監査役および監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役および社外取締役を含む監査等委員である取締役の協議により決定しております。

[3] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

- 対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬限度額が決議され、決定される仕組みになっております。
- また、業績連動報酬制度は、当行の業績に連動する形で報酬額が決定される仕組みになっております。
- (1) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
当行の対象役職員の報酬等のうち業績連動部分の占める割合は、限度額ベースで約20%弱であり、下記①に記載のとおりテーブルに基づき決定しております。
- ① 業績連動部分の算出方法について
業績連動報酬の内容は以下のとおりであります。

当期純利益	業績連動報酬限度額
250億円超	90百万円
225億円超～250億円以下	80百万円
200億円超～225億円以下	70百万円
175億円超～200億円以下	60百万円
150億円超～175億円以下	50百万円
125億円超～150億円以下	40百万円
100億円超～125億円以下	30百万円
75億円超～100億円以下	20百万円
50億円超～75億円以下	10百万円
50億円以下	—

[4] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

区分	人数	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額			退職 慰労金	その他	
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他	基本報酬	賞与	その他				
対象役員 (除く社外役員)	14	446	385	290	52	43	60	—	—	60	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況等に記載の数値を報酬額として使用し算出しております。
2 業績連動報酬については、変動報酬の総額のその他に計上しております。
3 使用人員業務部分については、固定報酬の総額及び変動報酬の総額のその他に計上しております。
4 上表における対象役職員の期末人員数は14人です。
5 株式報酬型ストックオプションについては、職位ごとに予め付与金額が決まっているため、固定報酬として記載しております。
6 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

	行使期間
平成21年ストック・オプション	平成21年8月1日から平成51年7月31日まで
平成22年ストック・オプション	平成22年8月3日から平成52年8月2日まで
平成23年ストック・オプション	平成23年8月2日から平成53年8月1日まで
平成24年ストック・オプション	平成24年8月4日から平成54年8月3日まで
平成25年ストック・オプション	平成25年8月3日から平成55年8月2日まで
平成26年ストック・オプション	平成26年8月5日から平成56年8月4日まで
平成27年ストック・オプション	平成27年7月31日から平成57年7月30日まで
平成28年ストック・オプション	平成28年8月3日から平成58年8月2日まで

[5] 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。